

令和 5 年度包括外部監査の結果報告

- 1 監査の種類
地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査
- 2 監査対象
公共交通政策に関する事業の事務の執行について
-特に鹿児島市交通事業の事務について-
- 3 監査対象期間
令和 4 年度（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）
ただし、必要な範囲で他の年度についても監査手続を実施
- 4 監査対象組織
企画財政局、交通局、船舶局
- 5 監査の目的
 - (1) 合規性に関する検討
監査テーマに関係する施策・事業の執行に係る財務事務の執行が、関係する法令、条例、規則その他遵守すべき規範に準拠して執行しているか否かについて検討。
検討の結果、合規性に関する検出事項は「指摘」として記載。
 - (2) 合理性に関する検討
監査テーマに関係する施策・事業の執行に係る財務事務の執行について、主として経済性、有効性、効率性という観点から検討。
検討の結果、合理性に関する検出事項は「意見」として記載。
- 6 監査手続
主な検討対象である地方公営企業である鹿児島市船舶局、鹿児島市交通局に係る資料を入手・検討し、並行してそれぞれへの往査を実施。往査現場では、事業内容の確認、事業概要の聴取、入手した資料の内容確認等を実施。
また鹿児島市が実施している公共交通政策については企画財政局企画部交通政策課等の担当課に資料の依頼、分析・検討、事業の概要等についての聴取などを実施。
- 7 監査実施期間
令和 5 年 7 月 18 日から令和 6 年 3 月 15 日まで
- 8 実施担当者
包括外部監査人（公認会計士）1 名、包括外部監査人補助者（公認会計士）4 名
- 9 結果
指摘：1 件、意見：24 件
※詳細は、別紙「資料 7-2」のとおり